

二、新農園申請出願のときは、初め委員選定委員の選定に當り、實地を調査するものとする。

三、申請期間中、農地を耕作し、耕作放棄地となつた場合は、耕作放棄地として、耕作放棄地の調査を受けるものとする。

四、耕作放棄地の調査を受ける場合は、耕作放棄地の調査を受けるものとする。

罰則

一、前二款の規定を違反した者は、罰金五万円以下の罰金に處するものとする。

二、土地買渡しの契約を締結し、耕作放棄地となつた場合は、耕作放棄地の調査を受けるものとする。

三、耕作放棄地の調査を受ける場合は、耕作放棄地の調査を受けるものとする。

法人協議會福岡出張所

法人協議會福岡出張所

一、調査し公平なる見地の基に其の減免率を決定す

二、調査終了したるとき委員長は其の減免決定額を各關係者に通報す

三、組合員外の調停に就ては兩者了解の許に申出ありたる時調停を行ふ

四、總て審査は平年作を基準として其の率を決定す

五、審査は數枚の田を一團として平均減免を爲さず各別に其の減免率を審査決定す

六、其他細部の方法に就ては委員長適宜決定す

七、調停申出なきものは減免せず

八、申立は調停申請簿に依ること申出簿は委員長より受け所用の記入をなし委員長に提出すること

九、調停申請は審査出張先に於て爲す事を得ず必ず書類に依ること